

## 宮城県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定事務等実施要綱

### (趣旨)

第1 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項第9号の規定による福祉用具専門相談員指定講習（以下「講習」という。）を行う事業者（以下「事業者」という。）の指定について、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、「厚生労働大臣が定める講習会の内容について」（平成18年厚生労働省告示第269号）、「福祉用具専門相談員について」（平成18年3月31日老振発第0331011号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (指定の要件)

第2 知事は、次の各号の要件を満たすと認められる場合、事業者として、指定の日から3年の期間を定めて指定することができるものとする。ただし、最初の指定の有効期間については、指定日から3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

(1) 事業者の要件は次のとおりとする。

ア 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。

(ア) 修了者名簿の作成及び知事への送付

(イ) 申請事項に変更があったとき、又は講習事業の休止、廃止及び再開の知事への届出

(ウ) 知事が、講習事業に関する情報の提供、講習事業の内容の変更その他の指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

イ 講習実施者は、講習事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び講習事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

ウ 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等講習事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

エ 講習実施者は、講習事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。

オ 県外の会場において講習会を実施する場合には、当該講習会実施場所を管轄する都道府県に次の書類を提出すること。

(ア) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(イ) 講習会の名称及び課程

(ウ) 事業所の所在地

(エ) 運営規程

(オ) 事業計画表及び講習ごとの時間割表

(2) 講習事業の内容に関する要件については、次のとおりとする。

ア 講習が、年1回以上、別紙1に定める講習課程の内容に従って開催されること。

ただし、改正前の別紙1の内容により行われる講習であって、令和8年3月31日までに終了するものについては、なお従前の例によることができる。改正前の別紙1に定める講習の内容により行われる講習を令和8年3月31日以前に開始し、その講習の終期が令和8年4月1日以降の場合は当該ただし書の内容は適用されないので留意すること。

イ 講師に関しては、次の条件をすべて満たしていること。

(ア) 別紙2「講師要件表」に定める各科目における「講師の要件」を満たす適切

な人材が確保されていること。

- (イ) 一つの講習について3人以上の講師で担当すること。
- (ウ) 演習を担当する講師については、講師1人につき、受講生がおおむね50人を超えない程度の割合で担当すること。
- (エ) 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること。

ウ 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。

- (ア) 開講目的
- (イ) 講習の名称
- (ウ) 事業所の所在地
- (エ) 講習期間
- (オ) 講習課程
- (カ) 講師氏名
- (キ) 修了評価の実施方法
- (ク) 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
- (ケ) 年間の開講時期
- (コ) 受講手続き
- (サ) 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額

エ 受講対象者の募集について、指定後講習実施前に適切な期間をおいて公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない（また、希望者には講習を公開し、見学等を実施すること。）。

オ 講習会を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うものとする。

- (ア) 介護保険法施行令第4条第1項に定める一定の有資格者等については、本講習会を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所等で勤務することが可能であること。
- (イ) 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の收受に関すること。
- (ウ) その他、講習会の内容に関する重要事項

カ 別紙1に定める講習課程については、おおむね7日程度で修了することとし、地域の実情等により7日程度で実施できない場合は、2か月以内の範囲内で修了することとする。ただし、これによることが困難な特別の事情があり、一の講習の課程としての継続性が維持できると認められるときはこの限りではない。

キ 講習は、講義及び演習により行うものとし、その実施にあたっては、知識及び技術の習得がなされていることを確認するなど適切な方法によりおこなうこと。

ク 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。

#### （指定申請手続等）

第3 事業者の指定を受けようとする者は、初回の講習の募集を開始する2か月前までに、次に掲げる事項について指定申請書（様式第1号）及びその添付書類を知事に提出すること。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 講習会の名称及び課程
- (3) 事業所の所在地

- (4) 運営規程
  - (5) 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
  - (6) 収支予算及び向こう2年間の財政計画
  - (7) 申請者が法人であるときは、定款その他の基本約款
  - (8) 事業計画表及び講習ごとの時間割表
  - (9) 講師一覧
  - (10) 各講師の保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書
  - (11) 事業所（講習を行う教室）の平面図及び設置者の氏名（法人にあっては、名称並びに利用計画及び当該事業所の設置者の承諾書
  - (12) 申請者の前年度の決算書等資産状況
  - (13) 受講料等の設定方法及び改定方法
  - (14) 募集案内等受講希望者に提示する書類
- 2 前項の規定により提出した書類のうち、申請者に関する事項について変更があった場合には、変更届出書（様式第2号）に関係書類を添付し、その日から10日以内に知事に提出するものとする。この場合において、前項第1号の事項にあっては、法人登記簿の履歴事項全部証明書、同項第7号の事項にあっては、変更後の定款等を添付するものとする。
- 3 第1項の規定により提出した書類のうち、講習の内容について変更する場合には、変更届出書（様式第2号）に変更後の講習課程（カリキュラム）のほか関係書類を添付し、その日から10日以内に知事に提出するものとする。
- 4 事業者は講習事業を廃止、休止又は再開したときには、様式第3号から様式第5号までをその日から10日以内に知事に提出するものとする。
- 5 新規の指定及び指定更新の年度を除き、事業者は、知事に対し、年度ごとに、その年度における初回の講習の募集を開始する1か月前までに、事業計画書（様式第7号）により、次に掲げる事項が記載された事業計画書を提出するものとする。
- (1) 事業計画表及び講習ごとの時間割表
  - (2) 各講師の保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書
  - (3) 申請者の前年度の決算書等資産状況
  - (4) 受講料等の設定方法及び改定方法
  - (5) 募集案内等受講希望者に提示する書類
- 6 事業者が、第2の期間が満了した後にも継続して事業者の指定を受けようとする場合には、期間が満了する2か月前までに、指定更新申請書（様式第6号）により、次に掲げる書類が添付された申請書類を知事に提出するものとする。
- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 講習会の名称及び課程
  - (3) 事業所の所在地
  - (4) 運営規程
  - (5) 講師の氏名、履歴及び担当科目並びに専任又は兼任の別
  - (6) 事業計画表及び講習ごとの時間割表
  - (7) 各講師の保有する資格等の証明書及び当該講師の承諾書
  - (8) 申請者の前年度の決算書及び翌年度の収支予算書
  - (9) 受講料等の設定方法及び改定方法
  - (10) 募集案内等受講希望者に提示する書類

（名簿等の提出）

第4 事業者は、毎事業年度修了後2か月以内に、次に掲げる事項を記載した名簿及びその電子データを知事に提出すること。

- (1) 福祉用具専門相談員指定講習会修了者の氏名、生年月日及び住所
- (2) 修了年月日
- (3) 修了証明書の番号

2 事業者は、毎事業年度修了後2か月以内に、次に掲げる事項を記載した実績報告書(様式第8号)を知事へ提出すること。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 受講者数及び修了者数
- (3) 講習課程(カリキュラム)
- (4) 講習会時間割表
- (5) 担当講師一覧
- (6) 収支決算書

(修了証明書の交付)

第5 事業者は、講習のすべての課程を修了した者に限り、別紙3に定める様式に準じ、修了証明書及び携帯修了証明書を交付するものとする。

(指定の取消し)

第6 知事は、事業者が、次のいずれかに該当する場合においては、事業者としての指定を取り消すことができる。

- (1) 事業者が、第2の指定要件を満たすことができなくなったと認められるとき。
- (2) 事業者が、不正の手段により第2の指定を受けたとき。
- (3) 事業者が、知事に対し、故意に、虚偽の内容を提出したとき。
- (4) 事業者が、第5の規定に反して、講習会の全課程を修了していない者に対して、修了証明書を交付したとき。

(指定等の公表)

第7 知事は、この要綱に基づき、事業者の指定を行った場合及び指定を取り消した場合は、公表するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成18年7月24日から施行する。

この要綱は、平成23年1月14日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年12月4日から施行し、令和7年4月1日以降に開始する講習について遡及適用する。なお、令和8年3月31日までに終了する講習の取扱いについては、従前の例によることができる。